

保険金請求書類のご案内

請求項目 必要書類	死亡 保険金	高度障害 保険金	ご 説 明
※公立学校共済組合 (公立共済ファミリー年金) 保険金・積立金 配当金支払請求書	○	○	・受取人が未成年の場合は親権者(後見人)からご請求下さい。 ・受取人が2名以上の場合は、本請求書(各受取人毎)及び代表受取人選任届を提出して下さい。
診断書	○		・加入・増額・復活後1年を経過しての病気で死亡または災害死亡の場合には、当社所定外の診断書でも結構です。
		○	
被保険者の住民票 または戸籍謄(抄)本	○	○	・死亡保険金の請求の場合は死亡により除籍記載のあるものを提出下さい。
受取人の住民票 または戸籍抄本	○		・被保険者と受取人が同一戸籍謄本に記載されていれば別々に取りそろえ直す必要はありません。 ・住民票の場合は被保険者との続柄が判明するものを、お取り付けください。 ・受取人が未成年者の場合は、親権者(後見人)の住民票または戸籍抄本もあわせてご提出ください。 ・受取人が2名以上の場合は、受取人全員が確認できる戸籍謄本をご提出下さい。(婚姻などで除籍されている場合は、その除籍者の現住民票または戸籍抄本も必要です。) ・転籍、戸籍の書き換え等がある場合、受取人の確認のためそれ以前のものをご提出頂く場合もございます。
受取人の印鑑証明書	○	○	・受取人が未成年者の場合は、親権者(後見人)の印鑑証明書をご提出下さい。 ・受取人が2名以上の場合は、受取人全員の印鑑証明書をご提出下さい。

①※印の書類については、当社所定の用紙をご使用下さい。

②「住民票」「戸籍謄(抄)本」「診断書」は、コピーでもお取扱いたします。

(お読み直し証明)を付けて。

安山生命使用欄